

太平洋広域漁業調整委員会指示第●号の4に基づく遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務取扱要領(案)

令和●年●月●日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第●号(以下「委員会指示」という。)の4に基づく遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 届出の方法

委員会指示の2に定める届出は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた届出用ウェブサイト(以下「届出サイト」という。)に掲載する次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。また、届出の内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、いずれの方法でも報告出来ない場合は、代替の方法も可とする。

(1)届出サイトへの入力

届出サイトにアクセスし、委員会指示の2に定める事項を届出用の電子フォームに入力する。

(2)電子メールによる送信

委員会指示の2に定める事項を入力(届出サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし、必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス `jfa_bluefin_rec★maff.go.jp` 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること

2. 届出に関する留意事項

委員会指示の2(2)イ及び(3)イに定める出港及び陸揚げしようとする場所は、都道府県名及び場所名(漁港又は港湾の名称等)を記載すること。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 届出に対する問い合わせ

届出に形式的な不備等がある場合は、委員会の事務局(水産庁)から補正を指示することがある。また、届出のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

様式第一号

くろまぐろ遊漁届出書（遊漁者用）

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

電話番号

電子メールアドレス

くろまぐろ遊漁に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第〇〇号2（1）の規定に基づき、届出します。

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

様式第二号

くろまぐろ遊漁届出書（遊漁船業者用）

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

電子メールアドレス

下記により、くろまぐろを採捕させることを目的として遊漁船を運航しますので、くろまぐろ遊漁に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第〇〇号2（2）の規定に基づき、届出します。

記

- 1 船名
- 2 遊漁船登録番号
- 3 出港しようとする場所
- 4 陸揚げしようとする場所

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

様式第三号

くろまぐろ遊漁届出書（遊漁船以外の船舶を運航する者用）

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

電子メールアドレス

下記により、くろまぐろを採捕させる又は採捕することを目的として下記の船舶を運航しますので、くろまぐろ遊漁に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第〇〇号2（3）の規定に基づき、届出します。

記

- 1 船名
- 2 船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号
- 3 出港しようとする場所
- 4 陸揚げしようとする場所

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

くろまぐろ遊漁変更届出書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで届け出たくろまぐろ遊漁届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、届出します。

記

1 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

2 変更しようとする理由

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。